

稻生沢川非出資漁業協同組合
内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、稻生沢川非出資漁業協同組合が、免許を受けた内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者とする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ・あまご・おいかわ・うなぎ・もくずがに)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ第6条の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法等の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア 魚 種	イ 漁業の方法	ウ 規 �模 等	エ 区 域	オ 期 間
あ ゆ	友 釣	掛針はイカリ針1段4本以内 又はチラシ針2本以内	全 区 域	6月 1日から 12月 31日まで
	餌 釣	針 1 本	魚肉ミンチ 禁 止	7月 1日から 12月 31日まで
	ド ブ 釣 (石 川 釣)	針3本以内		6月 1日から 12月 31日まで
あ ま ご	フ ラ イ 釣	針 1 本	全 区 域	3月 1日から 10月 31日まで
	ル ア ー 釣	〃	〃	〃
	和 式 毛 針 釣 (通称テンカラ)	〃	〃	〃
	流 し 毛 針 釣 (瀬 釣)	針5本以内	リール禁止	〃
	餌 釣	針 1 本	〃	〃
お い か わ	餌 釣	針 1 本	全 区 域	周 年
	流 し 毛 針 釣 (瀬 釣)	針5本以内	〃	周 年
う な ぎ	餌 釣		置針禁止	3月 1日から 9月 30日まで
	も じ り		〃	〃
もくずがに	も じ り	一人3かご以内	〃	10月 1日から 4月 30日まで

2 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁業の方法により、ウ欄の区域内において、エ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 区 域	エ 期 間
全 魚 種	全ての漁具・漁法	下田市立野本郷橋上流端より 新下田橋上流端の区域	10月11日から 11月15日まで
		下田市河内志戸松尾堰堤上流端 (魚道流入口)より下流50mの区域	周 年

(全長制限)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あまご	12 cm 以下
うなぎ	20 cm 以下
もくずがに	甲幅 5 cm 以下

(釣大会等のための遊漁の制限)

第 5 条 組合が釣大会等を開催するための一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

2 組合は、前項の制限をしようとする場合は、その10日前までに、その旨を公示しなければならない。

3 前項の公示は、伊豆新聞及び組合の掲示場に公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第 6 条 第2条の規定により、組合が定め公示する場所において納付するときの遊漁料は、次のとおりとする。

ただし、遊漁をする場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

魚 種	区 域	漁 具・漁 法	遊 漁 料	
			1 日	1 年
あ ゆ	全 区 域	友 鈎 ド ブ 鈎(石川鈎) 餌 鈎	1,000円	6,000円
あまご	"	フ ラ イ 鈎 ル ア 一 鈎 和 式 毛 針 鈎 流 し 毛 針 鈎 餌 鈎	1,000円	6,000円

おいかわ	〃	流し毛針釣 餌釣	400円	
うなぎ	〃	もじり 餌釣	1,000円	6,000円
もくずがに	〃	もじり	1,000円	6,000円

2 次に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次の相当右欄のとおりとする。

対象者	遊漁料
小学生	無
中学生	無
肢体不自由者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

3 第5条に基づく大会遊漁料は、前2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

大会名	参加料		
	大人	小・中学生	肢体不自由者
あゆ釣大会	3,000円	1,000円	1,500円
あまご釣大会	3,000円	1,000円	1,500円

4 遊漁料は次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 鈴野おとり店（下田市堀之内）
- (2) 小林おとり店（下田市箕作）
- (3) 森田釣具店（下田市一丁目）
- (4) 波布釣具店（下田市東本郷一丁目）
- (5) 稲生沢川非出資漁業協同組合事務所（下田市河内）

（遊漁に関する事項）

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 遊漁者の氏名、住所、年齢
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁証の交付は、前条第4項に規定する場所、又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第 8 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑になる行為をしてはならない。

(夜間禁止)

- 第 8 条の2 遊漁時間は、毎日日の出 1 時間前より日没 1 時間後までとする。
(ただし、「うなぎ・もくずがに」については、夜間も可)

(漁場監視員)

- 第 9 条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけなければならない。
- (1) 氏名、住所
(2) 有効期間
(3) 発行者
(4) 発行日
(5) 注意事項

(違反者に対する措置)

- 第 10 条 組合は、遊漁者が、この規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附 則)

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。